

令和6年6月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和6年6月18日（火） 午後4時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司、笠井智佳、松嶋康博、服部直美）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化財課長（大窪隆仁）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）鈴鹿市スクールバス運行基準について（教育政策課）
- （2）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）

6 報告事項

- （1）令和5年度教育委員会活動の点検・評価について（教育総務課）
- （2）鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について（学校教育課）
- （3）中学生ピロリ菌検査実施について（学校教育課）
- （4）考古博物館特別展「ちいさな古墳のかわいい埴輪たち」について（文化財課）
- （5）考古博物館夏休み子ども体験博物館2024について（文化財課）

7 その他

- （1）令和6年7月教育委員会定例会の開催について

8 傍聴人2名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年6月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、下古谷委員にお願いいたします。

（教育長）それでは、議事に入ります。議案第2143号「鈴鹿市スクールバス運行基準につい

て」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市スクールバス運行基準を定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第1号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、議案書の2ページを御覧下さい。資料1として、「鈴鹿市スクールバス運行基準(案)」でございます。本市では初めてとなる学校再編を令和8年4月に予定しておりますが、学校再編に伴い通学先が変わる児童にとっては日々の登下校をはじめ、通学環境が大きく変化することから、他の自治体と同様にスクールバス導入を検討していく必要があることから、本市におけるスクールバスの運行基準(案)について提案させていただきます。鈴鹿市スクールバス運行基準(案)では、学校再編に伴い、通学先が変更となる児童を取り巻く通学環境の変化に対応するため、スクールバスを運行する際の基準や考え方について定めるもので、「スクールバスの利用対象者」、「運行本数」、「乗降場所」、「利用料金」について整理しております。まず、「1 スクールバスの利用対象者」でございますが、学校再編に伴い通学先が変更となり自宅から新たな通学先までの通学距離が2km以上の児童といたします。また、特例的にスクールバスの利用対象者として認める条件としまして、自宅から新たな通学先までの通学距離が2km未満の場合でも、地域の事情により配慮が必要と考えられる場合には、「教育委員会が指定する乗降場所を利用することを条件に利用を可能とする。」としています。なお、地域の事情により配慮が必要と考えられる一例としては資料記載のとおり、「通学路の安全上の課題解消が難しい場合」や、「同一の町内でスクールバス利用対象地域と徒歩通学地域に分かれる場合」を挙げております。次に「2 スクールバスの運行本数」でございますが、登校時は1便とし、下校時は各学年で授業終了時刻が異なることを踏まえて2便といたします。ただし、全児童が同じ下校時刻となる場合には1便といたします。次に「3 スクールバスの乗降場所」でございますが、教育委員会が指定することを想定しておりますが、指定に当たっては、待機中や乗降時の児童の安全性を確保でき、スクールバスが駐停車しても他の走行車両や歩行者に影響を与えない十分なスペースが確保できる場所としていきたいと考えております。次に「4 スクールバスの利用料金」でございますが、通学のために利用する場合は、無料といたします。最後に「5 その他」でございますが、この運行基準に定めるもののほか、スクールバスの運行に関し必要な事項につきましては、教育委員会が、別に定めることといたします。それでは、3ページを御覧下さい。資料2としてスクールバスの運行基準を策定するに当たりまして整理する際の考え方や参考とした事例や想定した事象、データ等にも触れながら、説明させていただきます。まず、「1 目的・背景」でございますが、平成

30 年 3 月に「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を定めており、適正な学校規模のあり方など、基本的な考え方や方策等を整理しておりますが、通学上の負担や事故等の安全面に配慮して児童の通学距離はおおむね 4 k m 以内、通学時間はおおむね 1 時間以内としております。昨年 12 月に策定した「天栄中学校区における学校再編計画」に基づき合川、天名、郡山の 3 小学校を再編し、令和 8 年 4 月の「新たな小学校」の開校に向けて準備を進めておりますが、教育委員会で毎年度作成している 20 年推計によりますと、今後、南部地域だけでなく西部地域の小学校でも、複式学級の発生が見込まれていることから、学校再編も視野に入れて学校のあり方を検討していかなければならない状況にございます。このような状況を踏まえ、学校再編を契機に通学先が変更となる児童の安全な通学環境を確保していく必要があるため、新たな通学手段として、スクールバスの導入を検討しており、児童の体力的な負担や安全面はもちろんのこと、市内での公平性や配慮すべき地域事情等などを踏まえて進めていく必要があることから、「鈴鹿市スクールバス運行基準（案）」として整理させていただきたいと考えております。次に「2 スクールバス運行基準の考え方」でございますが、四角で囲んでいる部分は、資料 1 の運行基準（案）からの抜粋になりますが、スクールバスの利用対象者は、条件Ⅰとして、学校再編に伴い通学先が変更となる児童、条件Ⅱとして、自宅から新たな通学先までの通学距離が 2 km 以上の児童としております。条件Ⅰにつきましては、現在、児童が利用している通学路は、保護者や地域住民の協力により長年にわたって見守り体制が構築されているほか、歩道や防護柵の設置やグリーン帯などの整備について、「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関等と連携協力して継続的に取り組んできていることから、スクールバスの対象者は学校再編に伴い、新たな通学先に変わる児童としております。次に、条件Ⅱにつきましては、現在の通学距離の状況や、学校再編を契機にスクールバスを運行している県内の他市町が定めている対象地域の考え方を踏まえて整理しております。4 ページを御覧ください。市内小学校の通学距離の状況についてでございますが、この表は各小学校で複数ある通学ルートの中から、距離が最も長いルートを整理したものでございます。結果は 30 校ある小学校の平均は約 2.1 k m となっており、児童が歩く一般的な速度で、30 分程度を要する距離になります。通学距離が 4 k m 以上の事例は無く、通学距離が 2 k m を下回る児童は、相当数存在することが分かりました。次に、4 ページの下段を御覧下さい。県内の自治体が定めているスクールバス対象地域の考え方ですが、多くの自治体では、「適正規模・適正配置に関する基本方針」とは別に、各地域の事情も考慮し、独自でスクールバスの導入に関する考え方を整理しています。整理に当たっては、現在の通学距離を踏まえ、それを超える範囲をスクールバスの運行範囲としている事例や児童の通学に係る安全性を確保する観点、地域の事情を踏まえて、スクールバスの運行範囲を拡大している事例がございます。5 ページを御覧ください。桑名市、津市、伊勢市、いなべ市が定めるスクールバスの運行対象範囲の考え方を整理したものでございます。運行範囲は、1.5 k m から 2 k m、2.5 k m の範囲の中で、各市で独自の基準を設けておりますが、津市では運行開始後に、保護

者等からの意見を踏まえて、運行範囲を拡大してきたほか、伊勢市では基本方針の見直しの際、運行対象範囲の基準を明記しておりますが、「学校から半径 2 k m の基準ラインをまたぐ区域では、半径 2 k m 未満の地域に居住する児童であっても、スクールバスの対象とする運用を行っている。」とのことでございます。いなべ市は、通学距離のみの整理だけでは、同一地域を二分する事になるなどの地域事情から、藤原小学校が所在する地区のみを徒歩通学とし、スクールバス利用者は、全体の約 9 割を占めております。

次に、6 ページを御覧ください。特例的にスクールバスの利用対象者として認める場合の考え方でございますが、特例的に認める条件Ⅰから条件Ⅲまでの 3 つの条件を全て満たすことが必要としております。特例的に認める条件Ⅰといたしましては、学校再編に伴い通学先が変更となる児童です。特例的に認める条件Ⅱといたしましては、地域の事情により配慮が必要と考えられる場合に想定される状況の例としては、「通学路の安全上の課題解消が難しい場合」、「同一の町内でスクールバス利用対象地域と徒歩通学地域が分かれる場合」などでございます。通学路の安全上の課題解消が難しい場合に想定される状況の例としては、交通量の多い道路の横断や大きな河川を渡るなど通学上の危険が懸念される場合、民家が少なく人目が少なく防犯上の危険が懸念される場合、同じ地域に居住する児童数が少なく登下校時の通学班が少数編成となる場合などを想定しております。特例的に認める条件Ⅲといたしましては、特例的に認める児童のために新たな乗降場所を設ける事なく、運行ダイヤやスクールバスの乗車時間に影響を与えない様に配慮するために設けております。次に、7 ページを御覧ください。スクールバスの運行本数、スクールバスの乗降場所、スクールバスの利用料金のそれぞれ、四角で囲んでいる部分は、資料 1 の運行基準（案）からの抜粋でございます。7 ページ下の表でございますが、令和 4 年度に県内の市町を対象に行った調査の「スクールバスの運行に伴う受益者負担の状況」でございますが、1 自治体を除く、全ての自治体が受益者負担無しでスクールバスを運行している状況でございました。

最後に、8 ページを御覧ください。「3 今後のスケジュール（案）」でございます。本日、御承認をいただくことが前提となりますが、6 月 26 日に市議会正副議長に説明を行い、7 月 9 日の市議会各派代表者会議、あるいは 7 月 16 日の全員協議会のいずれかで、市議会議員の皆様に説明をしてまいりたいと考えております。なお、それと並行いたしまして、7 月以降に令和 8 年 4 月の本格運用に向けてスクールバスの必要台数、運行形態、車両の調達方法等につきまして、教育委員会事務局で整理、検討を進め、車両の調達に係る予算については、12 月補正予算に計上してまいりたいと考えております。事業者や他の自治体の担当者へのヒアリングによると、車両の調達期間は、昨今の社会情勢等から長くなっている傾向であることから、令和 7 年 1 月には車両の調達に向けた契約締結を行い、十分な期間を確保してまいりたいと考えております。なお、令和 8 年 2 月頃には、スクールバスの試運転や説明会、試乗会を開催するなど、児童が安心して利用できるよう準備をしていきたいと考えております。説明は以上です。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 細かいことを決めていくとても大変な案件だと思いますが、よろしくお願ひします。質問が2点あるのですが、1点目が8ページの予算計上のところで、車両調達に関わる予算ということですが、これは車両の調達だけではなく運転手などの人件費も掛かってくると思うのですが、それも含めてここで話し合われるのでしょうか。また、実際にスクールバスに運転手が乗るのはもちろんですけども、例えば、児童生徒の点呼作業などをする別の乗務員も乗られるのか、運転士がすべてそれらの作業を網羅するのかについて教えていただけたらと思います。

(参事兼教育政策課長) 予算に関しましては、スクールバスを自前で調達するのか、業務委託するのかはまだ決まっておりません。交通事業者への聞き取りでは、大型バスは所有しているが、スクールバスで想定している中型バスや小型バスは、交通事業者であっても調達が必要ということでした。そうしますと先ほど説明させていただいたとおり、調達に1年近く時間を要する可能性がありますので、12月補正予算で計上をさせていただく予定で考えております。人件費につきましては、委託か自前にするかによって変わってきますので、今後の検討課題としております。スクールバスを導入した場合の添乗に関する内容についてですが、今現在、ChromebookなどのICTを活用しているなかで、スクールバスの現在位置、児童のスクールバス乗降情報を校務支援システムと含めて、どのようにシステムが組めるかを検討している状況であります。添乗員の必要性につきましては、特に初めてのことでございますので、例えば、学校の先生に4月からしばらくの間は乗っていただくなど、色々な方向性を探りながら児童の安全を一番に考えて検討している状況でございます。

(松嶋委員) スクールバスの利用対象者についてですが、この運行基準自体は、今回の再編だけではなく今後も見越したものであると理解をしていますが、例えば、資料2ページのところ「1 スクールバスの利用対象者」のところで、学校再編に伴い通学先が変更となるというのが条件付けですよね。その場合、学校再編により通学する学校が変わった結果、距離が長くなった方が対象になるということですが、例えば、利用対象者となったAさんの隣家の児童が進学により新1年生になったときは、学校再編に伴い通学先が変更になったという状況ではないと思います。そういったとき、そのAさんの隣の新1年生児童は、このスクールバスの対象者に含まれるという考え方でよいのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 委員が言われたとおり、対象者とさせていただきたいと考えております。今回の鈴鹿市スクールバスの運行基準案は、市の統一基準という形で進めておりますので、学校再編を契機に通学先が変更となる児童のなかで、利用対象となる基準や考え方を

整理していこうと考えております。その後、運行基準のなかで「5 その他」に記載のとおり、各地域の事情に当てはめてスクールバス対象者を決定する必要があること、また、学校再編後に入学する児童の通学方法の考え方についても整理していく必要があると考えております。今後は、既にスクールバスを運行している自治体などを参考にしながら、スクールバス運行に関する要綱や規程の策定に向けて検討を行うなかで、そのあたりの取扱いを決めていきたいと考えております。

(松蔦委員)「5 その他」に記載のとおり、その都度、取扱うということで対象者を個別で決めていく運用ということですね。

(参事兼教育政策課長)市の統一基準として考えておりますので、例えば今後、南部以外の別の地域においても、スクールバス導入の可能性が出てきた場合も含めまして、「5 その他」において、地域事情に応じて検討していきたいと考えております。

(下古谷委員)行きに関しては1便、帰りは2便という形で考えているということで、対象としているのは、1便＝1台と考えればよいのでしょうか。

(参事兼教育政策課長)今のところシミュレーションしているのは、1便に対して1台として考えております。

(下古谷委員)それが中型バスあるいは小型バスで賄えるのではないかと考えているということでしょうか。

(参事兼教育政策課長)運行ルートとして4ルートを設定しておりますので、バス台数としては4台を想定しております。

(教育長)ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2143号「鈴鹿市スクールバス運行基準について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同)異議なし

(教育長)御異議がないようですので、議案第2143号を原案のとおり承認いたします。

(教育長)それでは、次に、議案第2144号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 2144 号「学校運営協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。議案書の 9 ページを御覧ください。4 月及び 5 月の教育委員会定例会にて計 414 名とお伝えしておりましたが、正しくは計 418 名の学校運営協議会委員の任命をいただいたところですが、新たに愛宕小学校から委員 1 名の増員申請がございました。増員理由としましては、愛宕小学校の学校運営協議会が、今年度に委員の増員を考えていたところ立候補があったとのことで、新たに 1 名を任命し増員するものとなったとのことでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2144 号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2144 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の 1 番目、「令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価」につきまして、点検・評価報告書(案)がまとまりましたので、説明申し上げます。別冊の報告書(案)を御覧ください。本点検・評価につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき行うものでございまして、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、教育的効果を検証するとともに、市民に対する説明責任を果たすため活動に係る報告書を作成し、公表しているものでございます。それでは、報告書(案)の目次を御覧ください。本報告書の構成に

つきましては、まず「1 はじめに」として制度の趣旨や評価の実施方法、点検評価項目一覧等、次に「2 担当所属、教育委員会委員、教育長による点検・評価」としてそれぞれの基本事業に対する単年度の点検評価結果を、最後に「3 学識経験者の知見の活用」として、有識者の意見を掲載し構成することといたしております。次に、今年度の点検・評価の内容でございますが、報告書（案）の4ページを御覧ください。（8）令和5年度教育委員会活動の点検・評価の総括でございます。4ページから6ページにかけて記載させていただいております。総括といたしましては、令和5年度はコロナ禍以前の教育活動が再開されていく中で、総合計画2023の最終年度となることから、本市教育委員会が重点課題としている「学力向上」、「長期欠席対策」、「ICTの活用」、「地域連携」に力点を置きながら教育施策を進めてきたこと。その結果、令和4年度と比べ評価がAである項目が1つ増え、6項目となり、中でも「5-5 不登校対策」、「6-2 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実」について顕著な成果があったこと。一方で、令和4年度と比較して「5-1 人権教育」、「7-2 施設等の環境整備」については、評価が下がったこと。「5-1 人権教育」については、教職員自身の自己研鑽や差別解消に向けた取組を進める必要があり、また、「7-2 施設等の環境整備」については、安全・安心な教育環境の確保・向上と老朽化対策の一体的な整備を推進していく必要があることを記載しております。各基本事業の点検・評価につきましては、報告書（案）の7ページ、A3横になっております一覧を御覧ください。こちらは、令和5年度の実績値、目標値、そして達成度とその総合評価を一覧にしたものでございます。なお、報告書（案）における各基本事業の詳細な内容につきましては9ページ以降となりますが、説明は省略させていただきます。以上が今回の報告書（案）の概要でございます。また、今年度につきましても、担当所属が行いました評価案を教育委員の皆様に加筆・修正していただき、共に一次評価を行う手法とさせていただきますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、今後の予定につきまして、説明申し上げます。本日、報告させていただきました、報告書（案）につきまして、教育委員の皆様からは、7月9日（火）までに赤字で加筆・修正していただき、事務局へ報告いただきたいと存じます。その後、事務局で一次評価の最終原案を作成し、8月に予定しております教育委員会懇談会にて、一次評価報告書（案）について意見交換を行ってまいりたいと考えております。なお、本市におきましては、教育委員会活動の活性化の一環としまして、「教育委員会活動の点検・評価」を集中的に議論する会議の場として、教育委員会懇談会を開催しております。会議は公開で行い、議事録につきましても、教育委員会定例会や臨時会と同様の扱いとしており、また、教育委員会ウェブサイト等に、傍聴の案内をさせていただいております。この教育委員会懇談会におきまして、委員の皆様よりいただきました意見を整理しました後に、仮確定をさせていただき、有識者の方へ御意見を求めてまいりたいと考えております。そして、10月又は11月の教育委員会定例会におきまして、最終の点検・評価報告書（案）を提出させていただき、承認をいただきましたら、令和6年12月定例議会に報告書を提出していく予定でございます。また、市議

会提出後には、総務課の「情報コーナー」や教育総務課の窓口で閲覧していただけるように、冊子を設置いたします。さらに、点検・評価報告書を教育委員会のウェブサイトに掲載するとともに、公表した旨を「広報すずか」に掲載するなど、周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例」の一部改正について、報告、説明をさせていただきます。資料1ページを御覧ください。「1 改正趣旨」でございますが、合川、天名、郡山の小学校3校を再編し、令和8年4月に「新たな小学校」を開校するにあたって、条例の一部改正を行うものでございます。「2 改正理由」でございますが、昨年12月に策定しました「天栄中学校区における学校再編計画」に基づき、今年度から、小学校3校の再編に向けて学校再編準備委員会を設置し、現在、3小学校区の保護者代表や地域代表者、学校関係者により具体的な検討を行っているところでございます。市立小学校及び中学校の名称及び位置につきましては、「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例」で定められており、正式に小学校を廃止し、新たな小学校を設置するに当たりましては、条例の一部改正が必要であり、市議会に提案の上、承認が必要となります。現在の準備委員会での検討を踏まえ、今後、「新たな小学校」の校名募集をはじめ、スクールバス導入等、学校再編に係る予算要求や学校の人員等を要求していくに当たりましては、正式に決定をいただいた後に、手戻りのないよう着実に準備を進めていきたいと考えております。なお、「新たな小学校」の校名は、これから決定していくことになるため、今回の条例改正については、新たな小学校名は「仮称」とし、校名候補決定後、改めて条例改正手続きを行う2段階で進めていきたいと考えています。「3 改正内容」についてでございますが、「(1) 廃止する小学校」は、記載のとおり合川、天名、郡山の小学校3校でございます。「(2) 新設する小学校」は、名称は仮称で、「鈴鹿市立新たな小学校」としており、位置については、現在の郡山小学校を活用するため、同じ位置となります。なお、他市においても、同様に予算要求や予算に伴う補助金申請等に伴い、校名が決定する前に改正を行っている自治体もございます。次に、2ページの「4 施行期日」ですが、「新たな小学校」の設置は、令和8年4月1日となり、天名、合川、郡山については、令和8年3月31日をもって閉校となります。「5 今後の予定」でございますが、本日の定例会後は、6月25日の行政経営会議に提案をさせていただき、6月26日以降、市議会へ説明を行ってまいります。その後、条例改正の議案について教育委員会8月定例会に議案として、提出させていただき、その後、9月定例議会に提案いたします。市議会で承認をいただき、正式に令

和 8 年 4 月に「新たな小学校」が開校することが決定した後、準備委員会での準備を進め、校名募集等の作業や予算要求等も行っています。なお、校名は 12 月頃に校名候補を決定したいと考えており、校名候補決定後は、教育委員会定例会、行政経営会議に諮り、3 月の市議会定例議会において、「新たな小学校」の校名を決定する条例改正の議案を提出したいと考えております。報告は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 3 番目の「中学生ピロリ菌検査実施について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項「中学生ピロリ菌検査実施」につきまして、説明申し上げます。資料 3 ページを御覧ください。項目 1、2、4につきましては、4 月定例会で報告しました内容に変更はございません。今回は、項目 3 の現状報告となります。まず、5 月 16 日(木)、中学校校長への説明の機会があり、地域医療推進課と医師会代表吉村医師からピロリ菌や検査実施について説明がありました。中学校校長からは、学校の協力について考慮いただいたことへの感謝や保護者からの問合せに学校では回答できないこと、外国籍の子への翻訳対応の依頼があり、検査や治療が不安な方へは、地域医療推進課や医師会で対応すること、外国語の翻訳版について検討を進めるとの話がありました。

次に、6 月 4 日(火) 第 7 回検討委員会については、検査実施の具体的流れの確認、案内文や添付資料の内容について検討されました。その中で、薬剤師会から 9 月に検査を実施し、10 月に結果発送するスケジュールは厳しいのではないかと意見があり、スケジュールどおり実施できるよう、調整が図られることとなりました。また、医師会から学校に対して検査への PR、市に対して除菌治療費の全額負担の要望がありました。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) まず、1 点目の質問ですけれども、5 月 16 日(木)の校長会にて検査実施や色々な御説明を差し上げたとのことですが、この校長会で周知された内容というのは、学校現場でどこまで情報共有されていくのでしょうか。

(学校教育課長) 10 校の校長に伝えられた後、日時や日程の調整が行われるところでございまして、学校ごとに違うところがございますので、薬剤師会と各学校で調整をいただくということで、各学校に任されているという状況でございます。

(笠井委員) この事業がどういう目的で行われたかとか、導入の話から校長会の方で御説明させていただいていると思うのですが、事業目的も学校現場の中で共有されるという認識でよろしいでしょうか。

(学校教育課長) 校長から職員に対して連絡や周知がされていると思います。

(笠井委員) 2点目はお願いになるのですが、地域医療推進課や医師会が率先しながら、中学生に対して市が取り組んでいくこういった事業は、おそらく永続的に行われることだと思います。それが今年度は、初年度になりますので、我々、教育委員も含めて、この事業の流れとか、今後どのように推移していくかということをこの教育委員会定例会において報告事項として取り上げていただきたいので、次回、8月に会議があると思われますので、その際に決まった事項などを報告事項として挙げていただきたいと思います。

私自身も医師としてピロリ菌の診療に携わっておりますが、大人でもやっぱり知らないことはたくさんあると思います。医師の中でも知識の偏りがあるのですが、例えば、ピロリ菌はどのような菌であるとか、胃がんの原因として証明されている唯一の菌であるとか、この菌を発見した方が胃がんにつながるというところまで証明をされ、それらはノーベル賞を取るような非常に画期的な発見であったことであるとか、ピロリ菌を除菌することにより、がんのリスクがゼロになるまでではないが、除菌することによりリスクをかなり下げることができるとか、何歳ぐらいまでに除菌治療をすると、将来的ながんの発症リスクをかなり下げられるということは、あまり知られておらず、医者の中でも知らない方もいます。実際には40歳ぐらいまでに除菌治療をすると、将来的ながんのリスクをかなり下げられるということを言われているのですが、20歳とかでも、既にピロリ菌の影響で胃炎になってしまっている方もいらっしゃいます。やはり、胃炎になると、がんのリスクがゼロにするというのはなかなか難しいと思いますので、その胃炎を起こす前に、拾い出して除菌をしましょうというような色々なそういう背景があってこの事業が日本の中で行われているというその背景がわからないと、なかなか取り組むのも難しく、大人も子どもも自分事として捉えることができないと思いますので、こういった定例会の場で今の進捗状況などを挙げていただきたいと思います。

(学校教育課長) 引き続き、報告を続けさせていただきます。

(下古谷委員) 医師会から治療費用については鈴鹿市負担にして欲しいとの要望をいただいているということでしたが、方向性としてはどちらの方向でお考えでしょうか。

(学校教育課長) 地域医療推進課としましては、現在このことについて回答できる時期にないということでした。

(下古谷委員) まだ、未知ということですか。

(学校教育課長) 分かってきましたら、次回の報告の中でお伝えさせていただきます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「考古博物館特別展「ちいさな古墳のかわいい埴輪たち」について」をお願いいたします。

(文化財課長) それでは、私からは報告事項の4番目考古博物館特別展「ちいさな古墳のかわいい埴輪たち」につきまして、説明申し上げます。4ページを御覧ください。令和6年7月13日(土)から9月23日(月)まで考古博物館特別展「ちいさな古墳のかわいい埴輪たち」を開催いたします。平成4年度に郡山町にある寺谷遺跡において発掘調査が行われ墳丘の規模が10数m程度の小さな古墳(円墳・方墳)が新たに20基確認されました。墳丘はすでに失われていましたが、周溝から人物・動物・家・甲冑など、豊富な形象埴輪が出土しました。形象埴輪は、埋葬された人の権威を示すもののひとつと考えられており、大王陵をはじめとする地域の首長クラス的大型前方後円墳から多数の形象埴輪が出土することが通例です。しかし、寺谷古墳群は被葬者をその地域の首長として考えるには小規模な円墳や方墳でありながら、豊富な埴輪が出土している点が注目されます。今回の展覧会では、寺谷古墳群と同様に小規模古墳で豊富な形象埴輪を有する松阪市常光坊谷古墳群、津市稲葉古墳群などの県内外の小規模古墳から出土した形象埴輪を中心に展示し、比較することで寺谷古墳群の被葬者像に迫ります。人や動物、道具など模った形象埴輪は、考古資料の中でも見た目に分かりやすく、子どもたちや考古学・歴史に詳しくない人でも楽しく観ることができます。今回の展示を通して、歴史を学び始めた小学6年生、これから歴史を学ぶ子どもたちが、教科書で学習する埴輪を実際に目にすることで、「鈴鹿の歴史」に対する親しみや誇りを育むきっかけといたします。また、考古学に興味を持ち、考古博物館を訪れる機会が増えるような展示といたします。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項5番目の「考古博物館夏休み子ども体験博物館2024について」をお願いいたします。

(文化財課長) それでは、続きまして報告書の5番目「夏休み子ども体験博物館2024」について説明申し上げます。8ページを御覧ください。本年も夏休み期間に、主に小学生、中学生を対象に開催しております「夏休み子ども体験博物館」を開催いたします。内容でございますが、定番の勾玉作りは、休館日と火曜日を除き毎日開催します。日替わり体験講

座は、お手元の資料のとおりでございまして、毎週水曜日は、自由研究にできると喜ばれております古墳模型作りなど、当館学芸員による考古学に関連した各講座を、毎週木曜日は火起こし体験を開催します。また、金曜日から日曜日（8月12日を含む）は、草木染や糸掛曼荼羅のように歴史について学べる講座を中心とし、さらには、近い将来歴史を学ぶ、未就学児や低学年児童に博物館の存在を知ってもらうきっかけづくりとして、未就学児や低学年児童も楽しむことができる工作体験なども加えまして、16種類30講座を日替わりで開催いたします。「夏休み子ども体験博物館」は、「ゴールデンウィーク子ども体験博物館」と同様に、考古博物館サポート会や国分町ボランティア隊の皆さんに講座運営の御協力をいただきながら実施する予定でございまして、以上で報告とさせていただきます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和6年7月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

（参事兼教育総務課長）令和6年7月教育委員会定例会でございしますが、令和6年7月9日（火）午後1時30分から教育委員会室において、開催したいと存じます。

（教育長）ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

（委員一同）異議なし

（教育長）御異議がないようですので、令和6年7月教育委員会定例会を令和6年7月9日（火）午後1時30分から教育委員会室において、開催することにいたします。

（教育長）以上をもちまして令和6年6月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

6月教育委員会定例会終了 午後4時50分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 下古谷 博司